

千葉県選挙管理委員会告示第4号

令和5年4月9日執行予定の千葉県議会議員一般選挙につき、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令（令和4年政令第352号）第1条の規定で読み替える公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により行う選挙人名簿の登録の基準日及び登録日は次のとおりである。

令和5年3月13日

千葉県選挙管理委員会委員長 大野 雄子

1 基準日

令和5年3月30日。

ただし、年齢の算定については、令和5年4月9日とする。

2 登録日

令和5年3月30日